

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 外国運転免許証制度の対象となる我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国としてエストニア共和国を加えることについて

外国運転免許証制度の対象となる我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国としてエストニア共和国を加えることについては、改正案に賛成する御意見のほか、

- 日本の交通法規と外国の交通法規は異なるため、外国の運転免許証で運転する場合には、講習を必須とするなど、もう少し厳格な対応が必要ではないか。といった御意見がありました。

我が国を訪れる外国人が安全に我が国で自動車等を運転するためには、右側通行と左側通行の違いを始め、我が国の交通ルール、交通事情等を理解していただくことが重要です。

警察庁では、一般社団法人全国レンタカー協会による外国語のリーフレットの作成に協力するなどしているところ、今後とも、我が国を訪れる外国人が安全に我が国で自動車等を運転できるよう、我が国の交通ルール等の周知に努めてまいりたいと考えています。

なお、外国運転免許証制度は、その対象となる国又は地域が、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有しているものに限られており、また、その対象となる者が、本邦に上陸した日から1年以内の者に限られているところ、本制度の対象となる国又は地域から我が国を訪れる外国人の利便性等に留意する必要があることから、外国の運転免許証により我が国で自動車等を運転しようとする者に対し、何らかの講習の受講を直ちに義務付けることは考えていません。

2 運転免許等に関する手数料の標準の見直しについて

運転免許等に関する手数料の標準の見直しについては、改正案に賛成する御意見のほか、

- 高齢者講習や認知機能検査の手数料を区切りがいい額にしてほしい。

- 違反運転者等に対する更新時講習や違反者講習の手数料を値上げしてほしい。
- 自動車教習所に対して支払われている高齢者講習等の委託料が低額であるため、自動車教習所は当該講習等を積極的に実施しようとはせず、その結果、当該講習等の混雑の原因となっている。

といった御意見がありました。

運転免許等に関する手数料の標準については、運転免許等に関する事務の処理に要する経費の実情に鑑み適切なものとなるよう、最近の人件費や物価の変動等を踏まえて実費を算定し、所要の額を定めていることから、「3 その他」に掲げる手数料を除き、原案のとおりとさせていただきます。

また、高齢者講習等の多くは都道府県公安委員会から委託を受けた指定自動車教習所等により行われているところ、その委託費については、今回の運転免許等に関する手数料の標準の見直しを踏まえ、予算上適正な額が確保されるよう、都道府県警察に対して必要な指導を行ってまいります。

3 その他

運転免許等に関する手数料の標準について、最新の人件費単価を用いて再度積算を行ったところ、一部の手数料について国民の皆様の負担が軽減されることが判明したことから、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第1号）において、以下のとおり所要の修正を行いました。

手数料の種別	区分		人件費に対応する額	人件費に対応する額
			(意見募集時)	(修正後)
初心運転者講習 (道路交通法第108条の2第1項第10号関係)		準中型自動車免許に係る講習	1,600円	1,550円
		普通自動車免許に係る講習	1,600円	1,550円
		大型自動二輪車免許に係る講習	1,600円	1,550円
		普通自動二輪車免許に係る講習	1,600円	1,550円

講習手数料	更新時講習 (道路交通法第108条の2第1項第11号関係)	違反運転者等に対する講習(国家公安委員会規則で定める講習を除く。)	800円	750円
	高齢者講習(70歳以上75歳未満の者に対するもの。) (道路交通法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	3,500円	3,450円
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する講習	3,500円	3,450円
	高齢者講習(75歳以上の者に対するもの。) (道路交通法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者(認知機能検査の結果が第1分類又は第2分類の者)に対する講習	6,150円	6,100円
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)	4,450円	4,400円
	違反者講習 (道路交通法第108条の2第1項第13号関係)	運転者の資質の向上に資する活動を含む講習以外の講習	7,750円	7,700円